資料提供 令和6年11月25日

(PFOS 等に関すること) (低空飛行訓練中止に関すること)

担当課:環境保全課担当課:国際課担当者:秋山担当者:大小田

内 線: 2916 内 線: 2358

直 通:082-513-2918 直 通:082-513-2359

施策提案時における在日米国大使館への要請について

1 要旨

施策提案において、知事が在日米国大使館を訪問し、次の2項目について各要請書を提出する。

- ○川上弾薬庫内での PFOS 等に係る環境調査の実施等について
- ○岩国基地における米軍機による低空飛行訓練の中止等について

2 要望先

ラーム・エマニュエル駐日本国特命全権大使 (要請当日(11/27(水))の対応者は、ニューエン安全保障政策担当参事官)

3 要請の概要 ※要請書は別紙のとおり

- (1) 川上弾薬庫内での PFOS 等に係る環境調査の実施等について
 - ○PFOS 等を含有する泡消火薬剤の保有及び使用の履歴についての詳細な調査の実施と その公表
 - ○特にヘリパッド周辺における水質・土壌調査等環境調査の実施と数値の公表
 - ○川上弾薬庫内に原因があると考えられる場合の対応方針の公表
- (2) 米軍機による低空飛行訓練の中止等について
 - ○低空飛行訓練の中止について
 - ○空母艦載機着陸訓練等について
 - ○航空機の安全対策等について



HIROSHIMA PREFECTURAL GOVERNMENT

10-52 MOTOMACHI, NAKA-KU, HIROSHIMA 730-8511 JAPAN TEL: +81-82-228-2111

川上弾薬庫内での PFOS 等に係る環境調査の実施等について (要請)

2023年11月、本県瀬野川水系において、広島市及び東広島市が有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOA(以下「PFOS等」という。)の調査をしたところ、日本国において暫定的に定める指針値を超過して検出されました。

東広島市が環境調査を進めたところ、貴国陸軍が管理する川上弾薬庫の北東部の敷地から流れ出る水において、特に高濃度のPFOS等が検出されました。

この事実を基に、日本国防衛省を通じて、川上弾薬庫における PFOS 等の使用履歴の調査の実施等について要請を行ったところ、貴国側において泡消火薬剤の使用履歴についての調査が行なわれ、1991 年から 2009 年までの間、主に川上弾薬庫内北東部のヘリパッド周辺において、PFOS を含む泡消火薬剤を使用した訓練等が行われていたことなどの情報提供を受けたところです。

この情報提供の内容は、川上弾薬庫北東部の敷地から流れ出る水から高濃度の PFOS 等が検出された調査結果と矛盾するものではなく、排出源の特定のため、弾薬庫敷地内における環境調査の必要性を強く支持するものです。

当該弾薬庫周辺においては、飲用に供する地下水からも暫定的な指針値 50ng/L の 300 倍もの高濃度の PFOS 等が検出され、長期間飲用していた地域の住民を中心に不安が広がっています。

当該地域の住民の安心・安全な生活のためには、一日も早い原因究明とそれに対する対策が求められています。

大使閣下におかれては、本県の状況を十分ご理解いただき、こうした現状を改善していくため、速やかに、次の項目についての適切な措置を講じられるよう要請します。

- 1 川上弾薬庫における PFOS 等を含有する泡消火薬剤の保有及び使用の履歴 (時期・場所・量・漏出の有無等) についての詳細な調査の実施とその公表
- 2 貴国による川上弾薬庫内、特にヘリパッド周辺における水質・土壌調査等環境調 査の実施と数値の公表
- 3 川上弾薬庫内に原因があると考えられる場合の対応方針の公表

2024年11月27日

アメリカ合衆国

駐日本国特命全権大使 ラーム・エマニュエル 閣下

日本国 広島県知事 湯﨑 英彦



HIROSHIMA PREFECTURAL GOVERNMENT

10-52 MOTOMACHI, NAKA-KU, HIROSHIMA 730-8511 JAPAN TEL: +81-82-228-2111

米軍機による低空飛行訓練の中止等について(要請)

本県では、1994年以降、県北地域を中心として米軍機とみられる低空飛行訓練が激しさを増しており、地域住民は、日々、爆音や事故等の不安に悩まされています。

特に、2018年3月の米空母艦載機等の岩国基地への移駐完了後、低空飛行訓練などによる騒音被害や事故発生の危険性の増大、さらには、駐留隊員による事件・事故の発生など、本県への影響が増加しています。

具体的には、県内での航空機騒音(70dB以上)の発生は、2023年度において、移駐

完了前と比べて2.6倍に増加しました。

低空飛行の目撃情報については、2023年度において、目撃実日数252日、目撃件数2,810件となっており、1997年度の調査開始以降、ともに最も多くなっています。このうち、夜間や早朝の目撃件数は48件となり、県民の生活に大きな影響を及ぼしています。

また、オスプレイを含む更新機種の岩国基地への配備等を受け、県民から不安の声が寄せられているところです。

大使閣下におかれては、こうした現状を改善していくため、本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての適切な措置を講じられるよう強く要請します。

1 低空飛行訓練の中止について

米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情を認識の上、県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置するとともに、日米合意を誠実かつ厳格に遵守するよう、強く要請します。

2 空母艦載機着陸訓練等について

米空母艦載機の着陸訓練(FCLP)において、岩国基地で実施しないこと及び硫 黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう要請します。

また、空母着艦資格取得訓練(CQ)について、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施するよう要請します。

併せて、岩国基地の滑走路運用時間(6:30~23:00)を厳守することを要請します。

3 航空機の安全対策等について

米軍の飛行訓練に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地域住民の不安を惹起するような訓練を陸地上空では絶対に実施しないこと、飛行ルート及び訓練内容について情報提供することを強く要請します。

また、航空機の事故防止のための安全対策について、事故に関する徹底した原因究明、早期公表や安全教育の徹底など、万全の対策を講じ、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うよう要請します。

併せて、米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を徹底するよう要請します。

2024年11月27日

アメリカ合衆国

駐日本国特命全権大使 ラーム・エマニュエル 閣下